

---

# 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計 公募型プロポーザル 実施要項

---

令和元年12月  
宮城県土木部営繕課

## 目 次

I	本プロポーザルの目的	1
II	一般事項	1
	1 名称	
	2 主催者	
	3 趣旨	
	4 選定方式	
	5 事務局	
III	参加申込者の資格要件等	1, 2
	1 参加申込者の資格要件	
	2 参加申込者の参加形態	
IV	評価・選定	2, 3
	1 判定委員会	
	2 評価・選定方式	
	3 選定結果の発表	
	4 技術提案を求める評価テーマ	
V	手続等	3, 4
	1 実施要項の入手	
	2 参加申込等	
	3 現地見学会	
VI	プロポーザルの日程（予定）	4
VII	設計業務委託	4, 5
	1 業務委託契約	
	2 業務内容	
	3 設計業務委託料	
	4 管理技術者等	
VIII	著作権及び提出図書取扱	5, 6
	1 著作権の帰属	
	2 技術提案書の取扱い	
IX	経費の負担	6
X	失格	6
XI	その他	6

---

別添 1 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル 参加申込書・技術提案書作成要領

様式関係

別添 2 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル 評価・選定基準

別添 3 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計 計画概要書

別表・別図・別添資料・参考資料

## I 本プロポーザルの目的

本プロポーザルは、視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計業務に当たり、選定方法の公平性等を確保しつつ、より優れた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者(以下「設計候補者」という。)を選定します。

## II 一般事項

- 1 名 称 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル
- 2 主催者 宮城県
- 3 選定方式 本プロポーザルは公募型とし、2段階の選定方式とします。
- 4 事務局 宮城県土木部営繕課  
担当：企画調査班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL：022-211-3264  
FAX：022-211-3190  
E-Mail：[eizenp@pref.miyagi.lg.jp](mailto:eizenp@pref.miyagi.lg.jp)  
営繕課ホームページ(以下「営繕課HP」という。)：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/>

## III 参加申込者の資格要件等

### 1 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む建築設計事務所(以下「参加申込者」という。)の必要な資格は、令和2年1月31日時点において次の各号に該当することです。なお、参加できる者は、単体企業とします。

- (1) 宮城県建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿(業種「建築設計」に限る。)に登録されたA等級の格付けを有する者であること。
- (2) 宮城県内に本社(店)、支社(店)又は営業所があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

### 2 参加申込者の参加形態

- (1) 参加申込は、管理技術者及び総合、構造、電気、機械の各業務分野を分担する主任担当技術者から構成される「設計チーム」によって行うこと。
- (2) (1)に規定する「設計チーム」の構成員のうち管理技術者は、参加申込者に所属する一級

建築士とすること。

- (3) (1)に規定する「設計チーム」の構成員のうち総合、構造、電気、機械の主任担当技術者は、参加申込者に所属する技術者以外の技術者とすることができる。ただし、「設計チーム」の構成員が他の「設計チーム」の構成員を兼ねることはできない（※参加申込者において各構成員へ他の「設計チーム」の構成員となっていないことを確認すること）。
- (4) 同一の参加申込者からの設計チームは、1チームに限ること。

## IV 評価・選定

### 1 審査

技術提案書の審査は、視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル判定委員会(以下「判定委員会」という。)が行います。

判定委員会は、次の判定委員5名により組織されます(五十音順、敬称略)。

- 石井 敏 (東北工業大学工学部建築学科 教授)  
奥山 隆明 (宮城県 土木部 技術参事兼建築宅地課長)  
佐々木 章一 (国土交通省東北地方整備局営繕部 整備課長)  
武内 浩行 (宮城県 保健福祉部 次長)  
千葉 章 (宮城県 教育庁 教育次長)

### 2 評価・選定方式

#### (1) 第1段階(提案書提出者の選定)

判定委員会は、視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル評価・選定基準(以下「評価・選定基準」という。)(別添2参照)に基づき参加申込書の内容を評価し、参加申込者の中から評価得点上位5位程度を技術提案書の提出予定者(以下「プロポーザル提案者」という。)として選定し、技術提案書の提出を求めます。

ただし、応募者総数が5者以下の場合は、全ての応募者をプロポーザル提案者とします。

#### (2) 第2段階(設計候補者の特定)

判定委員会は、プロポーザル提案者から技術提案書の内容に関するヒアリングを行った上で評価・選定基準に基づき評価し、最高得点者を設計候補者として選定します。また、評価得点順位2位の者を次点候補者とします。

なお、ヒアリングの実施方法については、プロポーザル提案者に対して別途通知します。

### 3 選定結果の発表

第1段階の選定結果については令和2年2月18日(火)午後4時(予定)に、第2段階の選定結果については令和2年3月18日(水)午後4時(予定)に、それぞれ営繕課HPに掲載します。

### 4 技術提案を求める評価テーマ

- 課題1 視覚支援学校及び視覚障害者情報センターの機能を考慮した建築計画の考え方  
課題2 施設利用者の利便性及び安全性を考慮した建築計画の考え方  
課題3 周辺地域に配慮した意匠上の考え方

## 5 その他

本プロポーザルは設計業務委託候補者を選定するものであり、技術提案書を設計案として決定するものではありません。

仮設校舎・仮設情報センターの建設に係る計画内容は本プロポーザルの審査対象とはしません。

## V 手続等

### 1 実施要項の入手

本プロポーザルの参加申込方法等を含む実施要項及び様式は、営繕課HPから出力してください。

### 2 参加申込等

#### (1) 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書・技術提案書作成要領(別添1)に従い、参加申込書(様式-1)及び「設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書」(様式-2)を提出してください。

① 申込場所：事務局

② 申込期間：令和2年1月10日(金)から令和2年1月31日(金)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、令和2年1月30日(木)の消印のあるものまで有効となりますが、到着の有無を必ず事務局まで確認願います。

③ 申込方法：持参又は書留による郵送とします。封書には「視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計プロポーザル 参加申込書在中」と朱書きしてください。

#### (2) 技術提案書の作成、提出方法等

技術提案書を提出できるのは参加申込者のうち第1段階で選定されたプロポーザル提案者とし、判定委員会から技術提案書の提出要請の通知(以下「要請通知」という。)を行います。

① 提案書：1チームにつき1提案に限ります。

② 提出場所：事務局

③ 提出期間：令和2年2月18日(火)から令和2年3月6日(金)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合、令和2年3月5日(木)の消印のあるものまで有効。

④ 提出方法：持参又は書留による郵送とします。封書には、「視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計プロポーザル 技術提案書在中」と朱書きしてください。

#### (3) 質問

本プロポーザルの参加申込書及び技術提案書についての質問は、質問書(様式-5)により提出してください。

① 提出場所：事務局

② 期間：令和2年1月10日(金)から令和2年1月20日(月)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

③ 提出方法：持参又は郵送とし、郵送の場合は、提出期間末日必着とします。

④ 回答：令和2年1月29日(水) 午後4時(予定)

営繕課HPに掲載します。

なお、質疑事項の内容により回答できない場合があります。

### 3 現地見学会

参加希望者を対象に、次のとおり現地見学会を実施します。

① 見学日：令和2年1月16日（木）

② 行程：13：30～15：00 視覚支援学校・視覚障害者情報センター計画敷地見学

③ 注意事項：

- ・参加希望者は、当日13：25までに視覚支援学校・視覚障害者情報センター計画敷地に集合してください。
- ・参加人数は、1チームにつき2名までとします。
- ・駐車スペースがありませんので、公共交通機関、又は近隣駐車場をご利用ください。
- ・見学敷地の足元が悪い可能性がありますので、ご注意ください。
- ・現地見学会参加中に発生した参加者の事故等について、県は一切責任を負いません。
- ・参加希望者及び参加申込者を対象とした現地見学の機会は、本見学会のみとなります。

## VI プロポーザルの日程（予定）

令和2年 1月10日（金）	：実施要項の公表（営繕課HPに掲載）
令和2年 1月10日（金）	：参加申込書等の提出
～ 1月31日（金）	
令和2年 1月10日（金）	：参加申込書等に関する質問書の提出
～ 1月20日（月）	
令和2年 1月16日（木）	：現地見学会
令和2年 1月29日（水）	：質問に対する回答
令和2年 1月31日（金）	：参加申込締切（郵送は前日消印有効）
令和2年 2月17日（月）	：第1段階審査
令和2年 2月18日（火）	：第1段階選定結果の公表（営繕課HPに掲載） 及びプロポーザル提案者への要請通知
令和2年 2月18日（火）	：技術提案書の提出
～ 3月6日（金）	
令和2年 3月6日（金）	：技術提案書提出締切（郵送は前日消印有効）
令和2年 3月17日（火）	：ヒアリング及び第2段階審査
令和2年 3月18日（水）	：第2段階選定結果の通知・公表（営繕課HPに掲載）
令和2年 5月下旬	：契約締結予定

## VII 設計業務委託

### 1 業務委託契約

設計候補者と随意契約により設計業務委託契約を締結することを基本とします。なお、設計候

補者との契約ができない場合は次点候補者との契約とします。

契約締結は令和2年度予算の成立を前提とします。

## 2 業務内容

(1) 業務委託名 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計業務委託

(2) 業務概要

① 新設建物等

・ 視覚支援学校	延べ面積	約 4,500㎡
・ 屋内運動場	延べ面積	約 700㎡
・ 視覚障害者情報センター	延べ面積	約 1,000㎡

② 仮設建物等

・ 視覚支援学校	延べ面積	約 4,200㎡
・ 視覚障害者情報センター	延べ面積	約 900㎡

③ 解体建物等

・ 視覚支援学校	延べ面積	約 4,600㎡
・ 屋内運動場	延べ面積	約 800㎡
・ 視覚障害者情報センター	延べ面積	約 1,000㎡

④ 屋外施設等

- ・ 外構・植栽等
- ・ グラウンド整備
- ・ 工事に伴う電気・機械設備の盛替え

(3) 履行期限

① 新築基本・実施設計	令和4年	3月15日まで	(予定)
② 仮設建物等建設設計	令和3年	3月下旬まで	(予定)
③ 既存建物等解体設計	令和3年	10月下旬まで	(予定)

## 3 設計業務委託料

業務に対する設計業務委託料は、県が定める方法により算出した額を上限とします。

## 4 管理技術者等

本業務委託の受託者の管理技術者及び各業務分野の担当者は、設計チーム・設計事務所資格・業務実績等説明書(様式一2)に記載した設計チームの管理技術者及び各業務分野の主任担当技術者をそれぞれ選任するものとします。

## Ⅷ 著作権及び提出図書の取扱い

### 1 著作権の帰属

提出された技術提案書の著作権は、参加申込者に帰属するものとします。

なお、著作権が第三者に帰属する著作物の使用の責は、参加申込者に全て帰するものとします。

### 2 技術提案書の取扱い

前項の規定にかかわらず、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他県が必要と認める場合に、県は提出された技術提案書が無償で使用することができるものとします。

## IX 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルの参加(技術提案書の作成及び提出を含む。)に要した全ての経費は、参加申込者の負担とします。

## X 失 格

次の各号に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) IIIの参加申込者の資格要件等に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 「実施要項」の基本的な条件に違反した場合
- (4) 参加申込書提出後、宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けた場合

## XI その他

- (1) 県は、VIII 2 の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとします。
- (2) 県は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作することができるものとします。
- (3) 「設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書」(様式一2)に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、病気、死亡等極めて特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 書類等の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定された単位に限ります。
- (6) 設計候補者及び次点候補者は選定の通知後、技術提案書の電子データを提供していただきます。
- (7) 提出された書類の訂正、差し替えは、認められません。
- (8) 提出された書類の内容により、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。



# 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル 参加申込書・技術提案書作成要領

## 1 参加申込書

### (1) 参加申込書（様式—1）

#### イ 「参加申込者」欄について

- (イ) 参加申込者は、実施要項 Ⅲ「1 参加申込者の資格要件」を満足する建築士事務所名を記載して下さい。
- (ロ) 押印欄は、当該建築士事務所の開設者が法人の場合は当該法人の社印及び代表者印を、個人の場合は当該個人の印を押印して下さい。

### (2) 設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書（様式—2）

#### イ 「参加申込者」欄について

- (イ) (1) イに同じ。

#### ロ 「一級建築士事務所登録」「管理建築士（一級建築士）」欄について

- (イ) 参加申込者である一級建築士事務所の登録番号、登録年月日及び有効期限を記入すること。
- (ロ) 当該事務所の管理建築士の一級建築士登録番号、登録年月日及び氏名を記入すること。

#### ハ 「【設計チーム】 資格・CPD単位取得実績」欄について

- (イ) 管理技術者予定者及び各主任担当技術者予定者について、それぞれ氏名及び所属事務所・役職を記入すること。
- (ロ) 「専門分野の技術資格」欄は、管理技術者予定者及び各主任担当技術者予定者について、資格の名称、登録番号及び登録年月日を記入すること。
- (ハ) 「CPD単位取得実績」欄については、以下のとおりとします。
  - a 建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）を構成する各団体が主催した講習会等で参加申込書の提出期限から過去1年以内に発行されたCPD単位取得証明書等に記載されたCPD（継続能力/職能開発）の単位について記入すること。
  - b CPDを取得した団体の名称、当該団体の推奨単位数、当該団体での取得単位数及び当該取得単位数を当該団体の推奨単位数で除した値(%)を記入すること。
  - c 推奨単位数は、制度（参加申込者独自の制度及び推奨単位を定めていない制度を除く。）を定めている当該団体が示す値とすること。

#### ニ 「【設計チーム】設計業務実績」欄について

- (イ) 設計業務実績は、一つの施設についての基本設計と実施設計の両方を行った場合を1件とします（一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方を記載（添付書類共）すること）。
- (ロ) 改修工事（耐震補強工事を含む。）及び模様替工事の設計業務は、今回の設計業務実績とはしません。
- (ハ) 設計業務実績については、平成21年4月1日以降に完了した業務についていずれか1件のみを記入すること。
- (ニ) 記入上の留意事項については、以下のとおりとします。
  - a 業務委託名称欄には、その設計業務の業務名称を記入すること。
  - b 一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、業務委託名称及び履行期間については、上下2段にそれぞれ記入することができる（設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれていない場合は、1段のみの記入で可）。
  - c 用途欄には、以下の用途区分の番号のいずれかを記入すること。
    - ① 学校教育法第七十二条に定める特別支援学校施設（延べ面積3,000㎡以上）
    - ② 学校教育法第一条に定める学校施設（延べ面積8,000㎡以上）
    - ③ 学校教育法第七十二条に定める特別支援学校施設（延べ面積500㎡以上）
    - ④ 学校教育法第一条に定める学校施設（延べ面積5,000㎡以上）
  - d 工事種別欄には、新築、増築、改築のいずれかを記入すること。
  - e 規模欄には、上記c①又は②の用途に供する新築、増築、改築工事に係る部分の床面積

- (㎡)を記入すること。なお、①又は②以外の用途を含む複合用途施設の場合は、①又は②の用途の専用部分のみの床面積を記入すること。
- f 立場欄には、設計業務における役割分担における管理技術者、主任技術者、担当技術者等の別を下記の例により記入すること。
- ・管：管理技術者
  - ・主：主任技術者
  - ・担(総)：担当技術者(総合)
  - ・担(構)：担当技術者(構造)
  - ・担(電)：担当技術者(電気)
  - ・担(機)：担当技術者(機械)
- g 提出された書類の確認において、錯誤の申告（入力ミスや判断ミスによる事実と異なった申告）による過大申告が明らかになった場合には、当該評価項目の評価を最低点に修正します。錯誤の申告による過小申告が明らかになった場合には、当該評価項目の修正は行いません。

#### ホ 資格・CPD単位取得実績・実績等を証明する書類について

- (イ) 資格、CPD単位取得実績及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類を必ず添付すること。
- (ロ) 資格及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、以下のものを参考とすること。
- a 資格欄に記載した内容を証明する書類
    - ・各資格の免許状その他の証明書の写し
  - b CPD単位取得実績欄に記載した内容を証明する書類
    - ・各団体又は建築CPD運営会議が発行するCPD単位取得証明書等の原本の写し（ホームページ等の画面の印刷は不可とする）
  - c 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類
    - ・契約書の写し
    - ・当該契約に係る物件の図面（設計概要が判別できる程度のもの）
    - ・建築士法第24条の4に基づく帳簿の写し
    - ・管理技術者、主任技術者等の通知書の写し等
- ※ 証明書類の内容確認の結果、設計業務実績が記載内容どおりと認められない又は確認できない場合は、その部分の記載を修正又は削除して評価します。

#### ヘ 【設計事務所】設計業務実績欄について

- (イ) 設計業務実績については、当該事務所が委託契約等を締結した設計業務のうち平成21年4月1日以降に完了した、いずれか2件を記入すること。
- (ロ) 記入上の留意事項については、(2)ニに準じる。

#### ト 事務所登録・実績等を証明する書類について

- (イ) 一級建築士事務所登録を証明する書類(登録通知書等)を添付すること。
- (ロ) 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類を必ず添付すること。
- (ハ) 資格及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、(2)ホに準じる。
- ※ 証明書類の内容確認の結果、設計業務実績が記載内容どおりと認められない又は確認できない場合は、その部分の記載を修正又は削除して評価します。

### (3) 提出部数 1部

## 2 技術提案書

### (1) 業務実施方針(様式—3)

業務の取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項(様式—4—1～4—3に記載する内容を除く)、その他の業務実施上の配慮事項について記載して下さい。

### (2) 課題に対する提案(様式—4—1～4—3)

別添3「視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計 計画概要書」を基に、実施要項IV「4 技術提案を求める評価テーマ」の課題1～3について提案してください。

### (3) 提案書作成上の留意事項

提案書の作成には、以下の事項に留意してください。

- ① 提案書は、業務実施方針(様式—3)についてA4判縦1枚, 課題に対する提案(様式—4—1～4—3)についてA3判横1枚とし、各8部を提出してください。
- ② 説明文字の大きさは、9ポイント以上の大きさ、図中の文字は6ポイント以上の大きさを作成してください。また、各提案には、カラーコピーを用いても構いません。
- ③ 各提案書の用紙右上に幅50mm、高さ20mm以上の余白を設けてください。
- ④ 提案は、文章での表現を基本としますが、文章を補完するための必要最小限な視覚的表現は構いません。
- ⑤ 視覚的表現については、具体的な建物の設計ではなく、イメージや模式的な表現としてください。「参考 視覚的表現のイメージ」を参照してください。
- ⑥ 提案書の提出者(「設計チーム」の各構成員が所属する参加申込者以外の事務所、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載することは認められません。

視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル

参 加 申 込 書

宮 城 県 知 事  
村 井 嘉 浩 殿

標記について、必要書類を添付して参加を申し込みます。

令和 年 月 日

(参加申込者) 住 所 〒

参加申込者名  
(代表者名)

印

電 話 番 号

F A X

メールアドレス

## 設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書

参加申込者名

(代表者名)

㊞

一級建築士事務所登録				管理建築士（一級建築士）			
登録番号	都道府県	第	号	氏名			
登録年月日	平成・令和	年	月	日	登録番号	(大臣)第	号
有効期限	平成・令和	年	月	日	登録年月日	S・H・R	年
							月
							日
<b>【設計チーム】 資格・CPD単位取得実績</b>							
<b>A 管理技術者予定者</b>				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称	一級建築士			団体の名称			
登録番号	(大臣)第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H・R	年	月	日	取得単位数/推奨単位数		%
<b>G 主任担当技術者（総合）予定者</b>				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	( )第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H・R	年	月	日	取得単位数/推奨単位数		%
<b>S 主任担当技術者（構造）予定者</b>				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	( )第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H・R	年	月	日	取得単位数/推奨単位数		%
<b>E 主任担当技術者（電気）予定者</b>				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	( )第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H・R	年	月	日	取得単位数/推奨単位数		%
<b>M 主任担当技術者（機械）予定者</b>				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	( )第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H・R	年	月	日	取得単位数/推奨単位数		%

(注1) 内容は、令和2年1月31日現在で記入してください。

【設計チーム】 設計業務実績						
A 管理技術者予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				
G 主任担当技術者（総合）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				
S 主任担当技術者（構造）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				
E 主任担当技術者（電気）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				
M 主任担当技術者（機械）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				
【設計事務所】 設計業務実績						
No.	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで		m <sup>2</sup>		
		H・R 年 月 から H・R 年 月 まで				

（注2）設計業務実績欄は、平成21年4月1日以降に完了したものを記載して下さい。

業務実施方針

業務の取組体制, 設計チームの特徴, 特に重視する設計上の配慮事項 (様式—4—1～4—3に記載する内容を除く),  
その他の業務実施上の配慮事項

(A4判縦1枚)

## 課題に対する提案

課題1	視覚支援学校及び視覚障害者情報センターの機能を考慮した建築計画の考え方	
(A3判横1枚)		

## 課題に対する提案

課題2	施設利用者の利便性及び安全性を考慮した建築計画の考え方	
(A3判横1枚)		

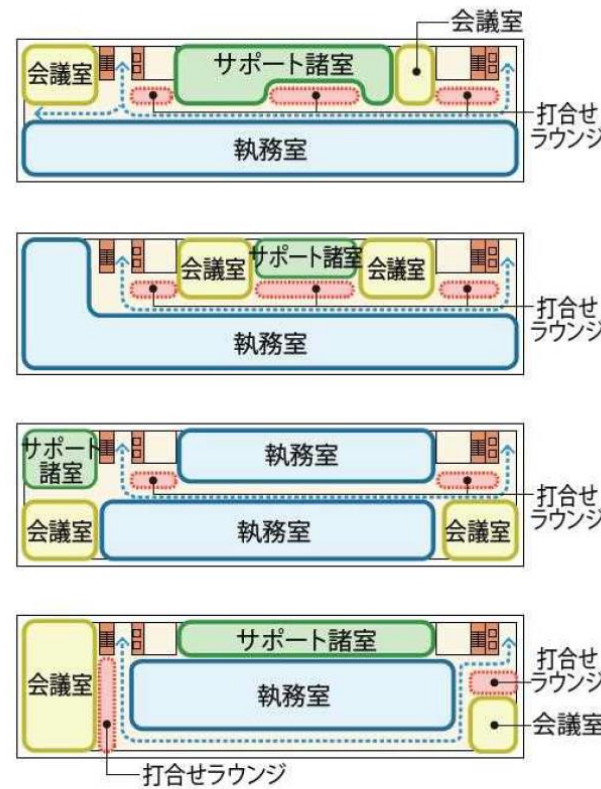
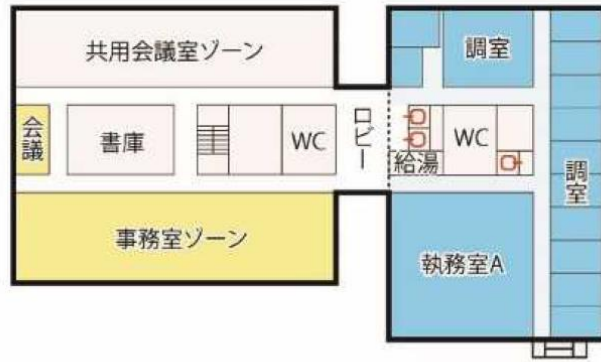
## 課題に対する提案

課題3	周辺地域に配慮した意匠上の考え方	
(A3判横1枚)		





## 視覚的表現のイメージ



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

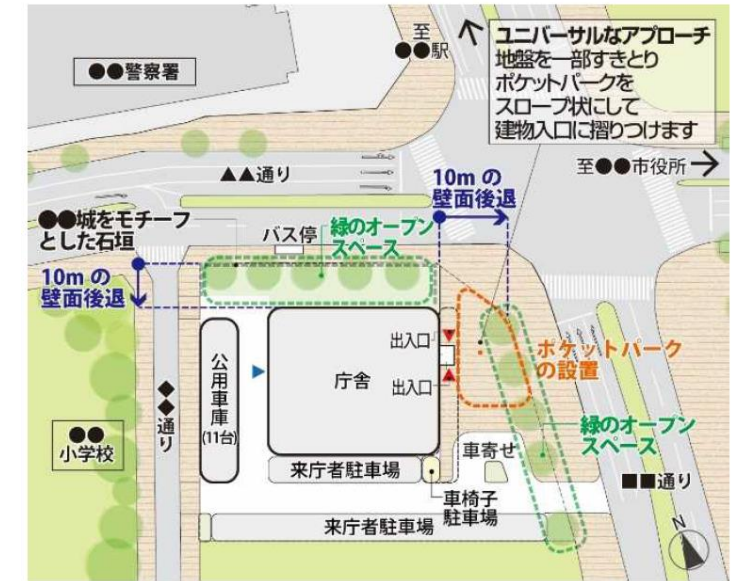
建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。

必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。



景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。

建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。

一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル 評価・選定基準

■ 第1段階

- 評価方法
  - ・ 設計者・設計事務所の資格・実績等技術力を客観評価

● 配点

評価項目	評価の着目点		配点ウェイト	
	判断基準		小計	
(1) 資格<設計者>	専門分野の技術資格		20点 (20.0%)	
	主任担当技術者(*1)	総合	8	
		構造	4	
		電気	4	
		機械	4	
(2) 技術力<設計者>	特定期間(*2)の同種又は類似業務の実績(*3)		40点 (40.0%)	
	管理技術者		12	
	主任担当技術者	総合	10	
		構造	6	
		電気	6	
		機械	6	
	CPD推奨単位取得実績		20点 (20.0%)	
	管理技術者		6	
	主任担当技術者	総合	5	
		構造	3	
電気		3		
機械		3		
(3) 技術力<事務所>	特定期間(*2)の同種又は類似業務の実績(*4)		20点 (20.0%)	
合計点			100点 (100%)	

(1) 資格<設計者>の評価点

次式で計算される各主任担当技術者(\*1)の技術資格に係る評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{主任担当技術者の技術資格に係る評価点} &= \sum(\text{各主任担当技術者の技術資格に係る評価点}) \\ &= \sum(\text{配点ウェイト} \times \text{技術資格評価係数}) \end{aligned}$$

\*1 各主任担当技術者の分担業務分野の業務内容並びに評価対象技術資格及び評価係数

分担業務分野	業務内容	評価対象技術資格	技術資格評価係数
総合	H31国交省告示98号別添一第1項第1号及び第2号で示される設計の種類における「総合」	一級建築士	1.0
構造	同上「構造」	一級建築士	1.0
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	建築設備士, 一級建築士	1.0
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」, 「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの	建築設備士, 一級建築士	1.0

(2) 技術力<設計者>の評価点

\*2 特定期間：平成21年4月1日以降に完了したもの。

\*3 同種又は類似業務の実績

下記の用途要件及び規模要件を満たす新築・改築・増築の基本・実施設計の実績

		用途要件	規模要件(※)
同種業務	①	学校教育法第七十二条に定める特別支援学校施設	延べ面積3,000㎡以上
	②	学校教育法第一条に定める学校施設	延べ面積8,000㎡以上
類似業務	③	学校教育法第七十二条に定める特別支援学校施設	延べ面積500㎡以上
	④	学校教育法第一条に定める学校施設	延べ面積5,000㎡以上

※ 複合用途施設の場合は、同種業務又は類似業務の用途の専用部分のみの床面積とする。

① 特定期間(\*2)の同種又は類似業務の実績(\*3)

次式で計算される管理技術者及び各主任担当技術者の 特定期間の同種又は類似業務の実績に係る評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{設計者の業務実績に係る評価点} &= \Sigma(\text{管理技術者及び主任担当技術者の業務実績に係る評価点}) \\ &= \Sigma(\text{配点ウェイト} \times \text{設計者業務実績評価係数}) \end{aligned}$$

設計者業務実績評価係数 = ⑤ 同種又は類似業務に係る係数 × ⑥ 携わった立場に係る係数

$$\text{⑤ 同種又は類似業務に係る係数} = \begin{cases} 1.0 & (\text{同種業務}) \\ 0.8 & (\text{類似業務}) \end{cases}$$

⑥ 携わった立場に係る係数

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者の立場	1.0	1.0
主任担当技術者の立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.3	0.5

※ 当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 照査技術者の立場は、評価の対象とならない。

② CPD推奨単位取得実績

次式で計算される CPD単位取得実績に係る評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{設計者のCPD単位取得実績に係る評価点} &= \Sigma(\text{管理技術者及び主任担当技術者の業務実績に係る評価点}) \\ &= \Sigma(\text{配点ウェイト} \times \text{設計者のCPD単位取得実績評価係数}) \end{aligned}$$

取得した単位数	CPD単位取得実績 評価係数
推奨単位以上	1.0
推奨単位の3/4以上	0.8
推奨単位の1/2以上	0.5
推奨単位の1/4以上	0.3
推奨単位の1/4未満	0

(3) 技術力<事務所>の評価点

\*2 特定期間：平成21年4月1日以降に完了したもの。(2) 技術力<設計者>の評価点の場合と同じ。

\*4 同種又は類似業務の実績

次式で計算される 設計事務所の特定期間(\*2)の同種又は類似業務の実績に係る評価点とする。

設計事務所の業務実績に係る評価点 = 配点ウェイト × 事務所業務実績評価係数

事務所業務実績評価係数

類似業務の実績	2件	1件	0件
同種業務の実績			
2件			1.0
1件		0.9	0.5
0件	0.8	0.4	0

●選定

・ 選定基準に基づき、プロポーザル提案者5者程度を選定

■ 第2段階

● 評価方法

- ・ 技術提案：実施方針および評価テーマ(3つ)
- ・ 技術者の能力の直接確認のため、ヒアリングを実施
- ・ 第1段階の実績等評価＋技術提案に対する評価

● 配点

評価項目	評価の着目点		配点ウェイト	
	判断基準		小計	
第一段階評価合計点 × 0.2			20点 (20%)	
業務実施方針 及び手法	業務の理解度及び取組意欲		15点 (15%)	
		業務内容, 業務背景, 手続の理解 及び 積極性	15	
	業務の実施方針		15点 (15%)	
		業務への取組体制, 設計チームの特徴, 特に重視する設計上の配慮事項等につ いて, 的確性, 独創性, 実現性等を総合的 に評価	15	
評価テーマに対する技術提案			50点 (50%)	
	課題 1	各テーマについて, その的確性(与条件と の整合性が取れているか等), 独創性(工 学的知見に基づく独創的な提案がされて いるか等), 実現性(提案内容が理論的に 裏付けられており, 説得力のある提案と なっているか等)を考慮して総合的に評価 する。	20	
	課題 2		20	
	課題 3		10	
小計			80点 (80%)	
合計点			100点 (100%)	

※合計点は, 小数点以下第2位を四捨五入する。

● 技術提案の評価方法

- ・ 各項目について各判定委員が5段階に評価し, 次式により計算する。  
各項目の評価点 = 各判定委員の評価点の合計 ÷ (出席判定委員数 × 5) × 配点ウェイト

## I 施設計画・設計条件等

## 1 業務委託名称

視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計業務委託

## 2 建築場所

仙台市青葉区上杉六丁目5-1

敷地面積 約16,000㎡

## 3 施設用途

特別支援学校，視聴覚障害者情報提供施設

## 4 法規制等

- |             |         |              |
|-------------|---------|--------------|
| (1) 都市計画区域等 | 都市計画区域内 | 市街化区域        |
| (2) 用途地域等   | 第二種住居地域 |              |
| (3) 容積率     | 200%    |              |
| (4) 建ぺい率    | 60%     |              |
| (5) 防火地域等   | 準防火地域   |              |
| (6) 高度地区    | 第3種高度地区 |              |
| (7) 下水道処理   | 区域内     |              |
| (8) 道路      | 県道      | 幅員：4.0m～6.0m |

## 5 事業規模（予定）

## (1) 新設建物等

- |               |      |           |
|---------------|------|-----------|
| ① 視覚支援学校      | 延べ面積 | 約 4,500 ㎡ |
| ② 屋内運動場       | 延べ面積 | 約 700 ㎡   |
| ③ 視覚障害者情報センター | 延べ面積 | 約 1,000 ㎡ |

## (2) 仮設建物等

- |               |      |           |
|---------------|------|-----------|
| ① 視覚支援学校      | 延べ面積 | 約 4,200 ㎡ |
| ② 視覚障害者情報センター | 延べ面積 | 約 900 ㎡   |

## (3) 解体建物等

- |               |      |           |
|---------------|------|-----------|
| ① 視覚支援学校      | 延べ面積 | 約 4,600 ㎡ |
| ② 屋内運動場       | 延べ面積 | 約 800 ㎡   |
| ③ 視覚障害者情報センター | 延べ面積 | 約 1,000 ㎡ |

(4) 屋外施設等

- ・外構・植栽等
- ・グラウンド整備
- ・工事に伴う電気・機械設備の盛替え

(5) 予定工期

・設計

- ① 新築基本・実施設計 令和4年 3月15日まで (予定)
- ② 仮設建物等建設設計 令和3年 3月下旬まで (予定)
- ③ 既存建物等解体設計 令和3年10月下旬まで (予定)

・工事

令和4年度から令和6年度まで (予定)

※仮設建物建設は令和3年度 (予定)

(別表1 参照)

(6) 予定工事費

約41.6億円 (税抜き)。

6 整備方針

- ・宮城県立視覚支援学校・宮城県視覚障害者情報センター複合化改築事業に係る基本構想 (宮城県教育委員会作成 (別添資料))
- ・現状の地形をできるだけ活かした配置とする。(造成する場合は必要最小限とする。)
- ・環境負荷の低減に配慮する。

7 その他

- ・地質調査は、設計業務委託期間中に別途実施する。

II 添付資料

別表1	事業スケジュール (予定)
別表2	整備諸室等一覧 (目安)
別図1	計画敷地 位置図
別図2	現況配置図, 寄宿舍平面図
別図3	既存敷地図
別添資料	宮城県立視覚支援学校・宮城県視覚障害者情報センター複合化改築事業に係る基本構想
参考資料	参考地質調査資料

事業スケジュール (予定)

事業	事業 執行課	令和元年度 (2019)				令和2年度 (2020)				令和3年度 (2021)				令和4年度 (2022)				令和5年度 (2023)				令和6年度 (2024)				令和7年度 (2025)				令和8年度 (2026)							
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4								
プロポーザル	営繕課			設計 準備																																	
校舎・センター・ 体育館新築基 本・実施設計	営繕課				手続	新築基本設計・実施設計 (22ヶ月)																															
校舎・センター・ 体育館解体設 計	営繕課				手続	解体設計 (17ヶ月)																															
仮設校舎・セン ター設計	営繕課				手続	仮設校舎・センター設計 (10ヶ月)																															
空調システム 設計	営繕課				手続	グラウンド設計 (10ヶ月)																															
地質・電波障害 等調査	営繕課				手続	地質調査・電 波障害調査 (5ヶ月)																															
仮設校舎・セン ター建設工事	主務課									手続	仮設校舎・セン ター建設 (7ヶ月)								仮設リース期間 (29ヶ月)																		
校舎・センター 解体工事	営繕課																					手続	校舎等解体 (8ヶ月)														
体育館解体工 事	営繕課																					手続	体育館解体 (7ヶ月)														
校舎・センター 新築工事	営繕課																									校舎・センター新築 (20ヶ月)											
体育館新築工 事	営繕課																													体育館新築 (10ヶ月)							
グラウンド整備 工事	営繕課																																				
寄附舎改築工 事	営繕課																																				
寄附舎解体工 事	営繕課																																				

手続  
グラウンド整備  
(6ヶ月)

手続  
寄附舎解体  
(4ヶ月)



## 視覚支援学校・視覚障害者情報センター複合化改築事業 整備諸室等一覧(目安)

## 【視覚支援学校 校舎棟・実習棟】

分類	部屋名	室数	面積(m <sup>2</sup> )	備考
管理諸室	校長室	1	36.00	
	応接室	1	24.00	
	事務室	1	36.00	
	書庫	1	24.00	
	職員室	1	200.00	
	印刷室	1	40.00	
	図書・視聴覚室	1	90.00	
	技師室(業務員室)	1	30.00	
	相談室1～3	3	48.00	
	保健室	1	50.00	
	会議室	1	135.00	
	給湯室	1	9.00	
	更衣室(職員)	2	24.00	
	購買部室	1	12.00	
	ボイラー室	1	36.00	
	資料室	1	70.00	
	医療的ケア(スタッフ)ルーム	1	18.00	
	休養室	2	24.00	
	更衣室(児童生徒)	2	24.00	
	小計	24	930.00	
普通教室等	普通教室	27	810.00	小単-6, 中単-3, 普単-3, 小重複2, 中重複1, 普重複3, 理療9
	幼稚部教室	3	90.00	年少, 年中, 年長
	小計	30	900.00	
特別教室等	リハビリテーション室	1	45.00	
	美術室	1	45.00	
	技術室	1	45.00	
	美術・工作準備室	1	12.00	
	理科室1～2	2	60.00	
	理科準備室	1	24.00	
	生理解剖室	1	30.00	
	理療科準備室	1	62.00	
	音楽室	1	72.00	
	音楽準備室	1	20.00	
	調理室	1	36.00	
	家庭科準備室	1	18.00	
	実習室1～3	3	90.00	
	実習準備室	1	20.00	
	臨床実習室	1	111.00	(受付・待合)と(カルテ記録室)を内部コーナーとして配置
	臨床実習予診室	1	12.00	
	和室	1	36.00	
	多目的室	1	70.00	
	情報教育室	1	40.00	
	学習室	4	60.00	
プレイルーム1～2	2	80.00	うち, 1室は幼稚部用	
小計	28	988.00		
その他 共用部分	生徒用トイレ	8	240.00	1F2箇所×4Fを想定。1Fには洗体室整備
	来賓・職員用トイレ	2	60.00	1F, 2F
	階段, 廊下, フロア部分等		1,368.00	
	小計		1,668.00	
合計		82	4,486.00	①

【視覚支援学校 屋内運動場部分】

分類	部屋名	室数	面積(m <sup>2</sup> )	備考
体育館	アリーナ	1	504.00	
	ステージ	1	45.00	
	器具室	3	88.00	
	管理室	1	24.00	
	放送室	1	4.00	
	トイレ	1	36.00	男女別+多目的トイレ
	玄関	1	12.00	
	メンテナンスギャラリー			点検用につき、床面積対象外
	渡り廊下		20.00	校舎との接続(面積対象部分)
合計			<b>733.00</b>	②

【視覚支援学校 付属棟】

分類	部屋名	室数	面積(m <sup>2</sup> )	備考
	倉庫	1	51.00	設計で1棟または2棟化検討
	車庫	1	70.00	設計で1棟または2棟化検討
合計			<b>121.00</b>	校舎・情報センター棟に含まない学校管理建物

学校部分 延べ面積合計		<b>5,340.00</b>	
-------------	--	-----------------	--

【視覚障害者情報センター部分】

分類	部屋名	室数	面積(m <sup>2</sup> )	備考	
管理諸室	風除室	1	9.00		
	交流スペース	1	49.50		
	機器展示室・機器講習室	1	19.40		
	事務室	1	50.20		
	発送作業室	1	51.90		
	デイジー書庫	1	16.20		
	点字印刷室	1	37.30		
	閲覧室	1	35.80		
	相談室	1	8.70		
	対面音訳室(聴読室)	1	8.70		
	プリント室	1	28.50		
	編集室	1	27.60		
	スタジオ・調整室	1	10.80		
	点字書庫	1	50.00		
	倉庫	1	30.00		
	ボランティア室	1	64.70		
	研修室	1	170.50		
	録音室	3	21.00		
	給湯室			5.00	
	小計	20		694.80	
その他 共用部分	トイレ	6	39.30	多目的トイレ1室含む	
	階段、廊下、機械室、エレベーター		258.20		
	小計	6		297.50	
合計		26	<b>992.30</b>		

情報C部分 延べ面積合計		<b>992.30</b>	③
--------------	--	---------------	---

複合建物 延べ面積総計(①+②+③)		<b>6,211.30</b>	付属棟除く
--------------------	--	-----------------	-------

※校舎棟・屋内運動場・視覚障害者情報センターは建築基準法上の、一の建物と区分されるよう設計する。

## 解体建物等一覧

### 【学校関係建物】

No.	名 称	構造	階数	建築年	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
1	校舎	RC	3	S43~46	4,479.00	
2	体育館	S	2	S47	774.00	
3	倉庫	S	1	S57	26.00	
4	窯屋	S	1	S52	12.00	
5	発電機消火ポンプ室	S	1	S54	16.00	
6	給油ポンプ室	S	1	H3	13.00	
7	倉庫	S	1	H7	25.00	
8	車庫	S	1	H7	38.00	公用バス用
9	車庫	S	1	H7	32.00	
10	倉庫(プレハブ)					750×460
計					5,415.00	

### 【学校関係工作物】

No.	名 称	構造	階数	建築年	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
1	受水槽					面積不明
2	キュービクル					面積不明
3	渡り廊下					面積不明
計					0.00	

### 【情報センター建物】

No.	名 称	構造	階数	建築年	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
1	視覚センター	RC	3	S57	1,027.50	
2	燃料小出槽		1	H14	10.00	
計					1,037.50	

仮設建物等計画面積一覧(目安)

【視覚支援学校】S造3階建てを想定

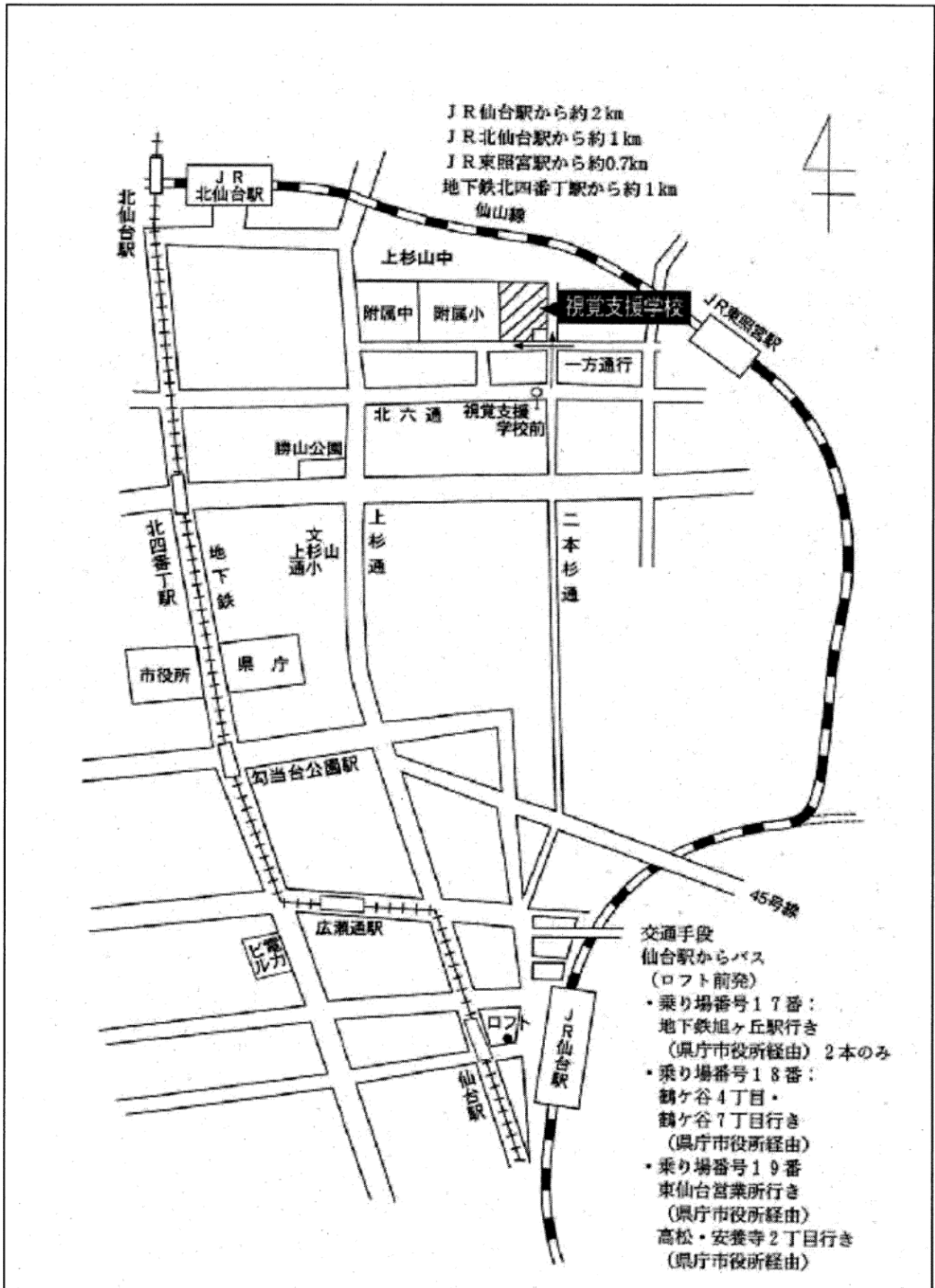
分類	部屋名	室数	本設の 面積(㎡)	仮設		備考	
				必要数	面積	増減	
管理諸室	校長室	1	36.00	1	36.00	0	
	応接室	1	24.00	0	0.00	△ 24	
	事務室	1	36.00	1	36.00	0	
	書庫	1	24.00	1	24.00	0	
	職員室	1	200.00	1	150.00	△ 50	
	印刷室	1	40.00	1	40.00	0	
	図書・視聴覚室	1	90.00	1	90.00	0	
	技師室(業務員室)	1	30.00	1	30.00	0	
	相談室1～3	3	48.00	1	30.00	△ 18	
	保健室	1	50.00	1	40.00	△ 10	
	会議室	1	135.00	1	130.00	△ 5	
	給湯室	1	9.00	1	9.00	0	
	更衣室(職員)	2	24.00	2	24.00	0	
	購買部室	1	12.00	0	0.00	△ 12	
	ボイラー室	1	36.00	0	0.00	△ 36	※必要性は不明
	資料室	1	70.00	1	60.00	△ 10	
	医療的ケア(スタッフ)ルーム	1	18.00	1	18.00	0	
	休養室	2	24.00	2	24.00	0	
	更衣室(児童生徒)	2	24.00	2	24.00	0	
	小計		24	930.00	19	765.00	△ 165
普通教室等	普通教室	27	810.00	27	810.00	0	
	幼稚部教室	3	90.00	3	90.00	0	
	小計	30	900.00	30	900.00	0	
特別教室等	リハビリテーション室	1	45.00	1	35.00	△ 10	
	美術室	1	45.00	1	45.00	0	
	技術室	1	45.00	1	45.00	0	
	美術・工作準備室	1	12.00	1	12.00	0	
	理科室1～2	2	60.00	2	60.00	0	
	理科準備室	1	24.00	1	24.00	0	
	生理解剖室	1	30.00	1	30.00	0	
	理療科準備室	1	62.00	1	62.00	0	
	音楽室	1	72.00	1	72.00	0	
	音楽準備室	1	20.00	1	20.00	0	
	調理室	1	36.00	1	36.00	0	
	家庭科準備室	1	18.00	0	0.00	△ 18	
	実習室1～3	3	90.00	3	75.00	△ 15	
	実習準備室	1	20.00	1	18.00	△ 2	
	臨床実習室	1	111.00	1	80.00	△ 31	
	臨床実習予診室	1	12.00	1	12.00	0	
	和室	1	36.00	0	0.00	△ 36	
	多目的室	1	70.00	1	70.00	0	
	情報教育室	1	40.00	1	40.00	0	
	学習室	4	60.00	3	54.00	△ 6	
	プレイルーム1～2	2	80.00	1	60.00	△ 20	
	小計		28	988.00	24	850.00	△ 138
その他 共用部分	生徒用トイレ	8	240.00	8	240.00	0	仮設状況に 応じます
	来賓・職員用トイレ	2	60.00	2	60.00	0	
	階段、廊下、フロア部分等		1,368.00		1,368.00	0	
	小計		1,668.00		1,668.00	0	
合計		82	4,486.00	73	4,183.00	△ 303	

**【視覚障害者情報センター】S造2階建てを想定**

分類	部屋名	室数	面積(m <sup>2</sup> )	備考
管理諸室	交流スペース	1	26.00	
	事務室	1	47.00	
	発送作業室	1	52.00	
	デイジー書庫	1	16.00	
	点字印刷室	1	36.00	
	閲覧室	1	36.00	
	相談室	1	8.70	
	対面音訳室(聴読室)	1	8.70	
	階段室・給湯室	1	6.50	
	プリント室	1	28.50	
	編集室	1	26.00	
	点字書庫(DW含)	1	99.50	
	倉庫	1	30.00	
	ボランティア室	1	81.00	
	研修室	3	155.00	
その他 共用部分	トイレ	5	23.40	多目的トイレ1室含む
	廊下等		258.00	
合計		22	938.30	

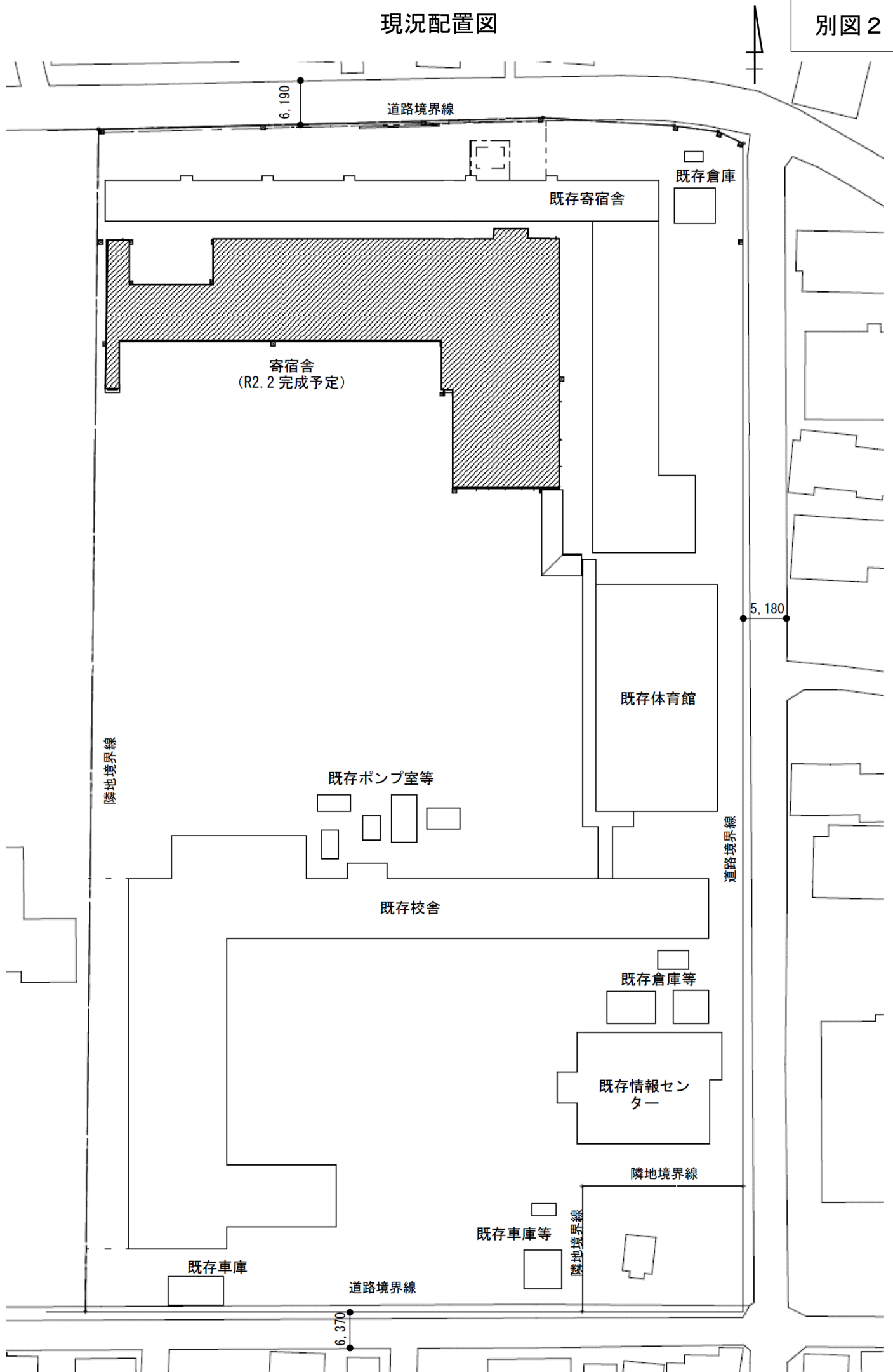
※録音室の配置については、工事施工中の騒音や振動を考慮し、設計業務において検討する。

計画敷地 位置図

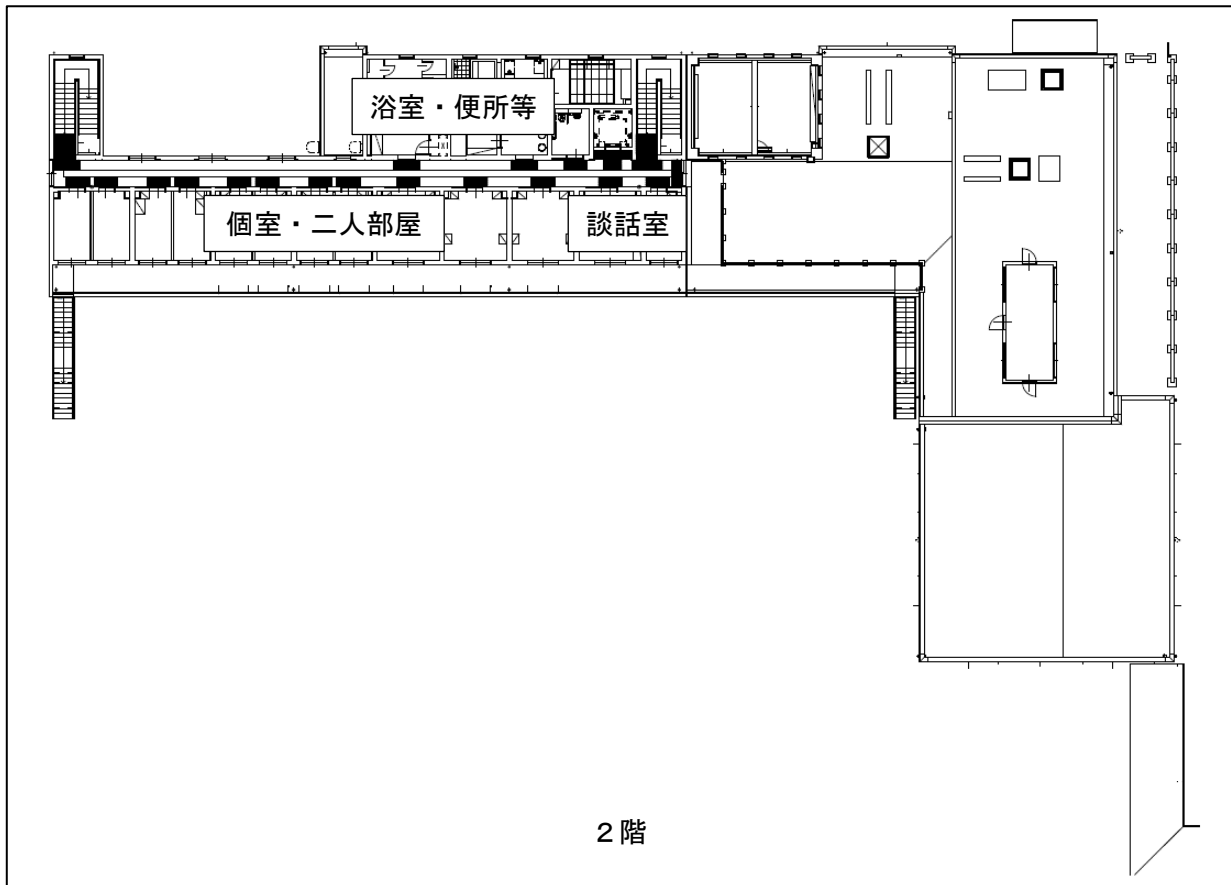
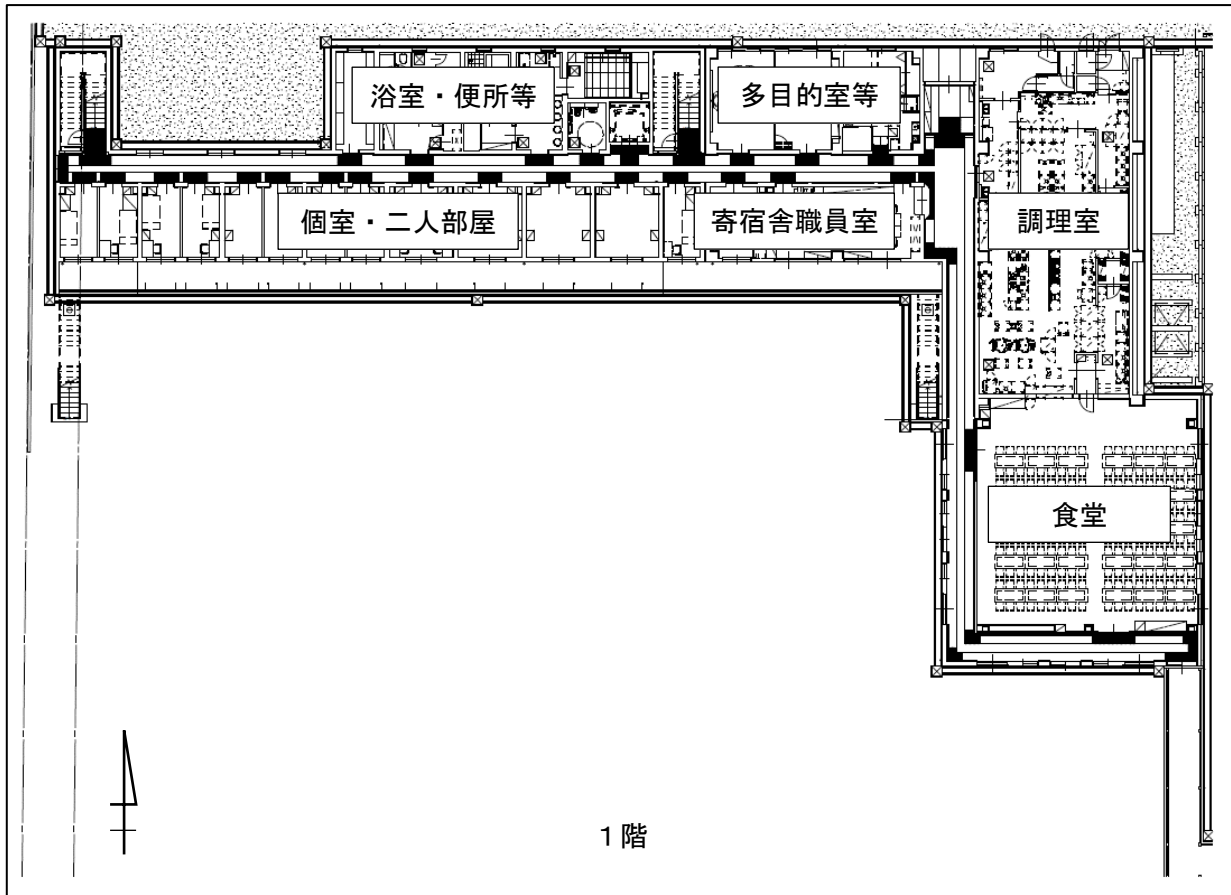


現況配置図

別図 2

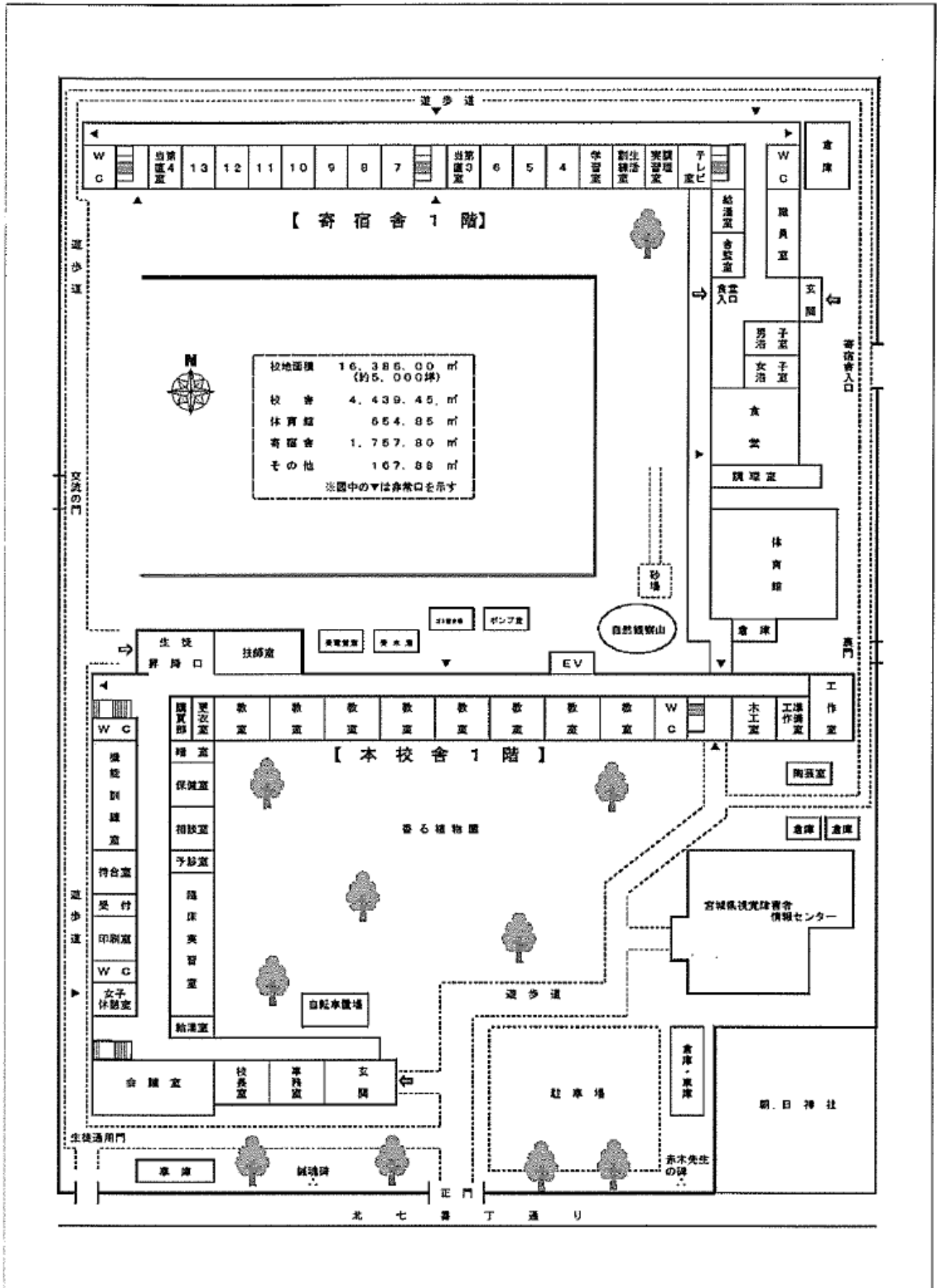


寄宿舍平面図





既存敷地図



別添資料

宮城県立視覚支援学校・  
宮城県視覚障害者情報センター複合化  
改築事業に係る基本構想

令和元年5月

宮城県教育庁特別支援教育課  
宮城県教育庁施設整備課  
宮城県保健福祉部障害福祉課

## 目 次

1	基本構想の目的	1
2	上位計画との位置づけ	1
3	視覚支援学校・情報センターの現状	3
	(1) 視覚支援学校の現状	
	(2) 情報センターの現状	
4	計画地の概要	4
	(1) 所在地	
	(2) 敷地面積	
	(3) 敷地の状況	
5	建築のコンセプト	4
	(1) 視覚支援学校について	
	(2) 情報センターについて	
6	施設整備の基本方針	6
	(1) 共通する基本条件	
	(2) 視覚支援学校の整備概要	
	(3) 情報センターの整備概要	
7	建設に当たっての留意事項	9
8	計画方針	10
	(1) 整備内容	
	(2) 想定施設配置図	
	(3) 法的規制等	
9	概算事業費及び財源	11
10	事業スケジュール(予定)	11

## 1 基本構想の目的

宮城県立視覚支援学校（以下「視覚支援学校」という。）は、明治36年に東六番丁日本キリスト教会内に盲人日曜学校として開校し、現在の本校舎は昭和43年から46年に竣工され、約50年にわたり利用されている施設であり、視覚障害者を対象とした県内唯一の特別支援学校である。この度、施設の老朽化に伴う改築に当たり、学校敷地内に併設されている宮城県視覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）と一体の施設として整備することで、視覚障害者にとって利便性が高く、高機能且つ多機能な施設とすること、また、児童生徒・情報センター利用者及び地域住民に幅広く利用される施設とする。

この基本構想は、これらを実現するための基本的な方向性を示すものであり、今後、設計業務のための基礎となるものである。

## 2 上位計画との位置づけ

### ○ 宮城の将来ビジョン

#### 第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり

##### 取組17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり

- ◇ 少人数学級や少人数指導など、児童生徒の実情に応じたきめ細かな教育活動の充実
- ◇ 一人ひとりの特性に応じた適正な配慮や支援など、多様な個性が生かされる教育の推進
- ◇ 学校の耐震など、安全で快適な教育施設の整備の推進

##### 取組22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

- ◇ 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の支援、普及啓発の推進
- ◇ 障害者の地域生活を支える教育相談体制の整備の促進
- ◇ バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等の推進
- ◇ 利用者ニーズに応じた福祉サービスの提供や地域での支え合いへの支援

### ○ 第2期宮城県教育振興基本計画

#### 第4章 施策の展開

##### 2 施策の基本方針

##### 基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

- ◇ 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての子供たちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開します。

### ○ 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画

#### IV 教育環境整備計画

##### 1 教育環境整備（ハード面）の諸対策

##### 取組5 校舎等の老朽化対策（視覚支援学校の改築等）

- ◇ （2）その他：視覚支援学校寄宿舎以外についても、順次計画的に老朽化対策を進めていく。

○ みやぎ障害者プラン

各論

第1章 共に生活するために

第2節 「情報のバリアフリー」の推進

1 コミュニケーション支援

◇ 手話通訳者や要約筆記者，点訳・音訳奉仕員の計画的な養成や，その資質の向上を図ります。

2 障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上

◇ 県の公式ホームページについて，視覚障害や聴覚障害のある人への配慮などアクセシビリティの向上に努めるとともに，県広報紙の点字版及び音声版を作成し，希望する障害のある人に配布するなど，県政の話題や施策等に関する情報の提供を更に推進します。

◇ 視覚障害のある人に対し，点字図書や録音図書などを製作し，情報提供を行うとともに，点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営します。さらに，図書等を視覚で認識することに障害のある人のため，公共図書館と宮城県視覚障害者情報センターとの連携を促進します。

○ 宮城県障害福祉計画

第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 地域生活支援事業

(7) 社会参加支援

③ 点字・音の広報等の発行

◇ 文字による情報入手が困難な障害者等のために，県政だよりの点字版，音声版(CD)を制作し，希望する視覚障害者等への配布を行います。

⑧奉仕員養成研修

◇ 聴覚障害者等との交流活動の推進，市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員，点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成研修を行います。

(8) 特別支援事業

④点訳奉仕員，朗読奉仕員ステップアップ研修事業

◇ 点訳又は音訳に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員，登録音訳奉仕員を対象に，身体障害者福祉の概要や点訳等の役割・責務等についての理解や専門的な技能等の向上を図る現任研修を実施します。

2 地域生活支援促進事業

(10) 特別促進事業

① 視覚障害者家庭・社会生活訓練

◇ 視覚障害者の家庭生活及び社会生活に必要な訓練指導，講習会等を，県内9地域の視覚障害者団体と連携して実施します。

## ② 中途失明者の緊急生活訓練

◇ 中途失明者に対して、点字、白杖歩行、盲人用具の使用に関する個別指導を行うとともに、講習会等を開催します。

### 3 視覚支援学校・情報センターの現状

#### (1) 視覚支援学校の現状

- ① 視覚障害者を対象とした県内唯一の特別支援学校として学校教育を行うほか、視覚障害教育の専門機関としてのセンター的機能を有している。
- ② 小・中・高等部に加えて、専攻科（理療科・保健理療科）を設置しており、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家試験に向け、患者へ施術を行う臨床実習等のカリキュラムを展開している。
- ③ 乳幼児・保護者相談、養育相談、就学相談、補助具の相談等の視覚障害教育の専門機関として支援活動を実施している。
- ④ 児童生徒の過去10年間の推移を観ると、平成18年の在籍者数84名（小学部11名、中学部14名、高等部16名、専攻科43名）をピークに減少傾向にあり、令和元年度の在籍者数は39名（小学部7名、中学部5名、高等部19名、専攻科8名）である。
- ⑤ 今後は、一時的に高等部及び専攻科の生徒が増加する見込みではあるものの、ほぼ横ばいの在籍者数を維持する見込みである。  
また、新たに幼稚部を設置することとしている。

#### (2) 情報センターの現状

- ① 県内唯一の視覚障害者のための情報提供施設であり、点字・録音刊行物等の貸出をはじめ、社会参加の支援に必要な情報を提供している。
- ② 平成30年度末の蔵書数は、点字図書が39,598冊（タイトル数13,135）、録音図書53,193巻（タイトル数14,042）、デジタイズ図書8,697枚（タイトル数8,684）である。
- ③ 平成30年度末における利用登録者数は1,084名であり、登録者へセンター広報誌等により最新の図書関連情報や生活関連情報を提供している。
- ④ 宮城県地域生活支援事業実施要綱に基づき、点訳奉仕員・音訳奉仕員及びデジタイズ図書編集奉仕員の各養成講座を開催している。
- ⑤ 地域連携推進員を配置し、市町村をはじめ視覚障害を支援する関係機関及び視覚センターの地域団体との連携を強め、利用登録者の拡大に取り組んでいる。

## 4 計画地の概要

### (1) 所在地

仙台市青葉区上杉六丁目5番1号 地内

### (2) 敷地面積

16,386㎡(昭和34年取得・教育財産)

### (3) 敷地の状況

周囲は住宅に囲まれており、敷地の西側には宮城教育大学附属幼稚園・附属小学校・附属中学校が位置する。敷地内に情報センターが併設されている。

## 5 建築のコンセプト

### (1) 視覚支援学校について

#### ① 概要

視覚障害のある児童生徒が対象の特別支援学校。

(両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの【学校教育法施行令第22条の3】)

#### ② 教育目標

ヘレン・ケラー女史が、本校に餞(はなむけ)として残してくれた「英知・忍耐」という言葉を信条として、視覚等の障害を克服し調和のとれた人格の形成に努め、社会の一員として自主的・積極的に生きる人間を育成する。

#### ③ 学校経営方針

イ 宮城県学校教育方針のもと、県内唯一の視覚障害教育校として、視覚障害教育の専門性を維持・継承すると共に、時代の要請に応える教育を推進する。

ロ 個の教育的ニーズ及び学習・生活集団の目標に応じて、専門性の高い、魅力ある教育活動を展開する。

ハ 地域や関係機関等との連携のもと、視覚障害教育の専門機関として各種支援と啓発に努める。

ニ 関係校や関係機関との連携を深めながら、全職員の協力のもとに各種事業の運営に当たる。

#### ④ 学級数

30学級程度

・普通教室 27室(小単一6, 中単一3, 普単一3, 小重複2, 中重複1, 普重複3, 理療9)

・幼稚部教室 3室(年少, 年中, 年長)

※小単一: 小学部の単一障害学級(視覚障害のみの者, 以下同)

中単一: 中学部の単一障害学級

普単一: 高等部普通科の単一障害学級

小重複: 小学部の重複障害学級(視覚障害と他の障害を併せ有する者, 以下同)

中重複：中学部の重複障害学級  
普重複：高等部普通科の重複障害学級  
理療：高等部保健理療科，専攻科理療科，専攻科保健理療科

⑤ 通学区域

宮城県全域を対象とする。

⑥ 通学方法

児童生徒の実態に応じて，自力通学や保護者送迎とする。

⑦ 寄宿舎

小・中・高等部及び専攻科の希望者を対象に，「学校経営の方針に即し，きまりある集団生活に適応し，社会的自立に必要な能力や態度を養い，明るく生きる人間の育成を図る」ことを方針に寄宿舎を運営する。

なお，別事業により寄宿舎を改築し，令和2年4月に供用を開始する見込みである。

(2) 情報センターについて

① 概要

点字・録音刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するため，点字・録音刊行物等の整備及び貸出，点訳奉仕員及び音訳奉仕員等の養成，視覚障害者への情報提供と視覚障害に関する相談を行うことにより，視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置している。

② 管理運営の基本方針

イ 情報センター設置の目的に則し，次のサービスを適正に提供するもの。

- ・ 点字・録音刊行物等の製作，閲覧及び貸出に関すること。
- ・ 点字・録音刊行物等を製作する奉仕員の養成及び指導に関すること。
- ・ 視覚障害者への各種情報の提供や，視覚障害者の日常生活や社会生活等の各種相談に関すること。
- ・ その他情報センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務。

ロ 特定の個人や団体・グループに対して，有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。

ハ 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い，経費の節減に努めること。

ニ 個人情報については，個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）等に基づき適切な管理を行うこと。

ホ 情報センターの利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させること。

ヘ 視覚障害者に関する団体と連携を図り，視覚障害者の福祉の向上が図られるよう努めること。



## 6 施設整備の基本方針

### (1) 共通する基本条件

#### ① 校舎等

- イ 建物の構造はRC造を基本とする。視覚支援学校と情報センターの配置及び高層化等については、設計業務において議論する。
- ロ 視覚支援学校と情報センターは合築により整備する。
- ハ 施設内は採光、通風、換気等に配慮し、児童生徒及び情報センター利用者が健康的に学校生活を送れるように配慮する。
- ニ トイレや更衣室を含めた児童生徒の活動場所及び情報センター利用者が出入りする部屋は冷暖房設備を完備する。
- ホ 視覚支援学校と情報センターの各々にエレベーターを完備する。
- ヘ 体育館は暖房設備を完備する。
- ト 寄宿舎と校舎等の動線に配慮する。

#### ② グラウンド等

- イ グラウンドは現状と同規模の150mトラックを確保できる大きさとする。
- ロ グラウンド、遊具スペース、植物園、建築範囲を除き、アスファルトで舗装する（既存敷地図を参照）。

#### ③ その他

- イ 敷地への出入口は、視覚支援学校用、情報センター用、寄宿舎用の3箇所に設置し、いずれも車両が出入りできるように整備する。
- ロ 外周をフェンスで囲う（最大430mを想定）。
- ハ 工事に当たっては地域住民への説明を十分に行い、騒音等による生活環境悪化を避けるような配置計画や防砂ネット、散水等による対策等に配慮する。

### (2) 視覚支援学校の整備概要

#### ① 施設の基本的な機能

- イ 視覚に障害がある幼児児童生徒の教育施設として、一人一人の教育的ニーズへ対応し、学習に専念できる学習環境、施設・設備を充実させること。
  - ・ 同じ学級に在籍する弱視と盲の児童生徒のそれぞれに適正な授業を行うなど弾力的な学習活動を行うため、一時的に教室を分割できるようにすること。
  - ・ 児童生徒は、視覚より聴覚を頼りにする必要があるため、郊外の騒音や他の教室等の音を遮断する防音性能に配慮すること。
  - ・ 羞明など光による学びにくさを生じさせないための設備（光量コントロールや電動ブラインド等）、壁面や階段などの配色やコントラストへ配慮すること。
  - ・ 大学進学や就職など多種多様な進路を実現するための、視覚障害に配慮した教育機器、理療に関連した医療機器等と特別教室や実習室環境を整備すること。
  - ・ 新たに幼稚部を設置すること。

ロ 疾病や重複障害のある児童生徒の教育施設として、健康に配慮し、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）を踏まえた建物であり、施設・設備を充実させること。

- ・ 視覚障害に配慮した全自動ドアやつり下げ式ドア，点字表示や触察用目印，音によるガイド機能など，視覚障害へ配慮した最新の器機を設置すること。
- ・ 車椅子の児童生徒などにとって利用しやすい多目的トイレ，スロープ，点字ブロック等の設置に配慮すること。
- ・ 移動や運動の困難さから運動不足になりがちな児童生徒が，安心して思い切り動くことができる広さや設備のある体育館を整備すること。
- ・ 児童生徒が安全に遊ぶことができる遊具及び春夏秋冬を感じるができる季節感のある植物園を整備すること。

## ② 施設の専門的な機能

イ 視覚障害のある幼児児童生徒や保育・教育機関，視覚に障害のある利用者に対して，センター的機能を発揮し，専門機関としての支援を推進する施設・設備を充実させること。

- ・ プライバシーが守られ，個々の相談内容に対応できるよう，複数の相談室を整備すること。
- ・ 多目的ルームや遊び場を整備すること。
- ・ 視覚補助具や視覚補助器具などの貸し出し，保管，展示などの一括管理ができる独立した空間を整備すること。
- ・ 多様なミーティングや研修会に対応できる多機能で間仕切り可能な会議室を整備すること。
- ・ 眼科医やO R T（視能訓練士）による簡易検査や医療相談に対応できる機器を整備すること。

ロ 視覚障害による困難さを克服し，学びと社会自立を支援するための情報教育（I C T）環境が充実していること。

- ・ 児童生徒の見え方に応じた配慮が必要なため，電子黒板等の導入と拡大読書器等の電子器機の利用における安全性を考慮したコンセント等の設置に配慮すること。
- ・ パソコンやタブレット端末による教材提示やW e b活用等の利便性をはかるための無線L A Nを配備すること。
- ・ 映像・録音機器の活用やD A I S Y図書の授業等での活用を推進するため，録音・編集の設備を整備すること。
- ・ 点字教材作成のための点字プリンター，立体教材作成のための立体コピー機や3 Dプリンター等を効率的に使用・管理できる設置場所を確保すること。

ハ 視覚に障害のある乳幼児から成人までの多様なニーズに対応するため，学習環境の高機能化・多機能化や専門性のある人材の活用を可能とする複合的機能があること。

- ・ 臨床実習室の設備を充実させると共に，患者や情報センター利用者へ配慮した入口の設置と動線の確保並びに駐車場を確保すること。

③ 児童生徒等の健康と安全

イ 児童生徒・教職員・施設利用者等が安心して学び、利用できる安全・防犯への対応や、大規模災害に対応できる耐震性や視覚障害に配慮した避難施設としての機能があること。

- ・ 出入口、廊下、階段等に十分な広さや幅を確保し、安全に移動できること。
- ・ 不審者等の出入りを防止するよう校舎及び各室の配置を工夫すること。また、防犯機器を設置すること。

④ 防災機能

イ 防災機能を確保した施設とすること。

- ・ 施設の耐震性や情報通信機能の確保等、防災機能に配慮すること。

⑤ 自然環境への配慮

イ 自然エネルギーを活用した施設

- ・ 自然エネルギーの活用を検討し、地球環境に配慮すること。

(3) 情報センターの整備概要

① 施設の基本的な機能

イ 視覚に障害がある方への情報提供施設として、利用者に配慮した施設整備を行う。また、視覚支援学校と合築建替となるため、基本的な機能は学校の仕様と同様とする。

ロ 疾病や重複障害のある利用者の情報提供施設として、健康に配慮し、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）を踏まえた建物であり、施設・設備が充実していること。

- ・ 視覚障害者が利用する施設はできる限り1階に設置する。2階以上へも容易に移動できるようにエレベーター等を設置すること。
- ・ 車椅子の利用者などにとって利用しやすい多目的トイレ、点字ブロック等の設置位置に配慮すること。
- ・ 地域にも開かれたセンターとし、来庁者の利用スペースや利用者及び奉仕員との交流スペースを設けること。

② 施設の専門的な機能

イ 視覚障害のある利用者に対して、センター機能を発揮し、専門機関としての支援を推進する施設・設備が充実していること。

- ・ 録音刊行物等の製作が重要な機能であることから、音訳に必要な録音設備の充実を図ること。
- ・ 視覚障害者向けの情報機器の講習会を行う部屋を整備すること。
- ・ 視覚補助具や視覚補助器具などの貸し出し、保管、展示などの一括管理ができる独立した空間を整備すること。
- ・ 多様なミーティングや研修会に対応できる多機能で間仕切り可能な会議室を整備すること。
- ・ 製作した点字・録音刊行物等を保管する書庫を備え、利用者への貸出發送を行う部屋を整備すること。

- ロ 視覚障害による困難さを克服し、学びと社会自立を支援するための情報教育（ICT）環境が充実していること。
  - ・ パソコンやタブレット端末による資料提示やWeb活用等の利便性を高めるための無線LANを配備すること。
  - ・ 録音機器の活用やDAISY図書の作成及び活用を推進するため、録音・編集の設備を整備すること。
  - ・ 点字刊行物作成のための点字プリンター、地図や絵本等で用いる図形作成のための図形印刷対応プリンター等を効率的に使用・管理できる設置場所を確保すること。

### ③ 地域住民等との交流

- イ 地域住民と施設利用者との交流を想定した施設であること。
  - ・ 情報センターと地域が一体となり、視覚障害の理解促進を図るため、住民が親しみを持てる施設とする。
  - ・ 来訪者（情報センター利用者、地域住民等）の安らぎと豊かなコミュニケーションに配慮した施設とする。
  - ・ 関係団体への施設開放（研修室等）を想定した施設とする。

### ④ 防災機能

- イ 防災機能を確保した施設とすること。
  - ・ 施設の耐震性や情報通信機能の確保等、防災機能に配慮すること。

### ⑤ 自然環境への配慮

- イ 自然エネルギーを活用した施設
  - ・ 自然エネルギーの活用を検討し、地球環境に配慮すること。

## 7 建設に当たっての留意事項

今後、基本計画の策定や設計業務を実施するに当たっては、特に以下の内容に留意することが必要である（一部再掲）。

内容	背景等
児童生徒等が安心・安全に利用できる施設とする	<p>困障・門を設けるなど、セキュリティ面に配慮し、監視機能を充実させること。</p> <p>なお、学校の児童生徒と情報センター利用者の動線を分離させること。</p>
合築により整備する	<p>学校教育と生涯学習の機能を併せ持つことで、双方の施設利用の利便性の向上を図ること。</p> <p>建築基準法上、一の建物と認められるものであること。ただし、視覚支援学校と情報センター施設間の通路は1箇所限定した常時閉鎖式とし、機能を完全に分けること。また、教室と実習室はエリア分けした上で合築すること。</p> <p>合築の場合、消防法の規定による複合用途防火対象物</p>

	に該当するため、スプリンクラー設備等の機能が必要となる。
仮設校舎・仮設情報センター設置の検討	現在の児童生徒の学習環境・安全の確保、施設利用者の利用環境・安全の確保、防音問題のリスク回避等のため工区を分け、仮設校舎・仮設情報センターを設置するなど、教育活動及び施設運営に支障がないような施工計画が必要となる。
現状よりも延面積を減少させる	公共施設等適正管理推進事業債の活用を想定しているため、現状よりも延面積を減少させること。
グラウンドを校舎等で囲む	音を頼りにした教育活動（例：音響走）を行う上で、周辺住民への配慮が必要であること。
南向きの教室を確保する	視覚障害の特性である羞明や夜盲等、光のコントロールが困難な児童生徒へ配慮するため。
視覚支援学校と情報センター各々の活動へ支障が生じないようにする	視覚支援学校と情報センターの出入口は別々に整備すること。また、音を頼りにする学校の教育活動と、録音業務等で音を遮る必要がある情報センターの活動の両者が制限されない校舎配置・環境づくりをすること。
情報センターの駐車場を確保する	視覚支援学校用と情報センター用を分離し、来校者（外来者）用駐車場を整備する。なお、車椅子専用駐車場の確保へも配慮する。

## 8 計画方針

### (1) 整備内容

- ① 建物 校舎及び実習棟、視覚障害者情報センター棟  
 ・・・・RC造4階建てまたは3階建て  
 屋内運動場・・・S造またはRC造 1～2階建て
- ② 整備する諸室等 延べ面積計 6, 211.30㎡  
 学校部分 延べ面積 5, 219.00㎡  
 (教室、管理諸室等82室、体育館)  
 情報センター部分 延べ面積 992.30㎡  
 (管理諸室等26室)
- ③ 解体する建物等 延べ面積計 6, 280.50㎡  
 学校部分 延べ面積 5, 253.00㎡  
 情報センター部分 延べ面積 1, 027.50㎡

### (2) 法的規制等

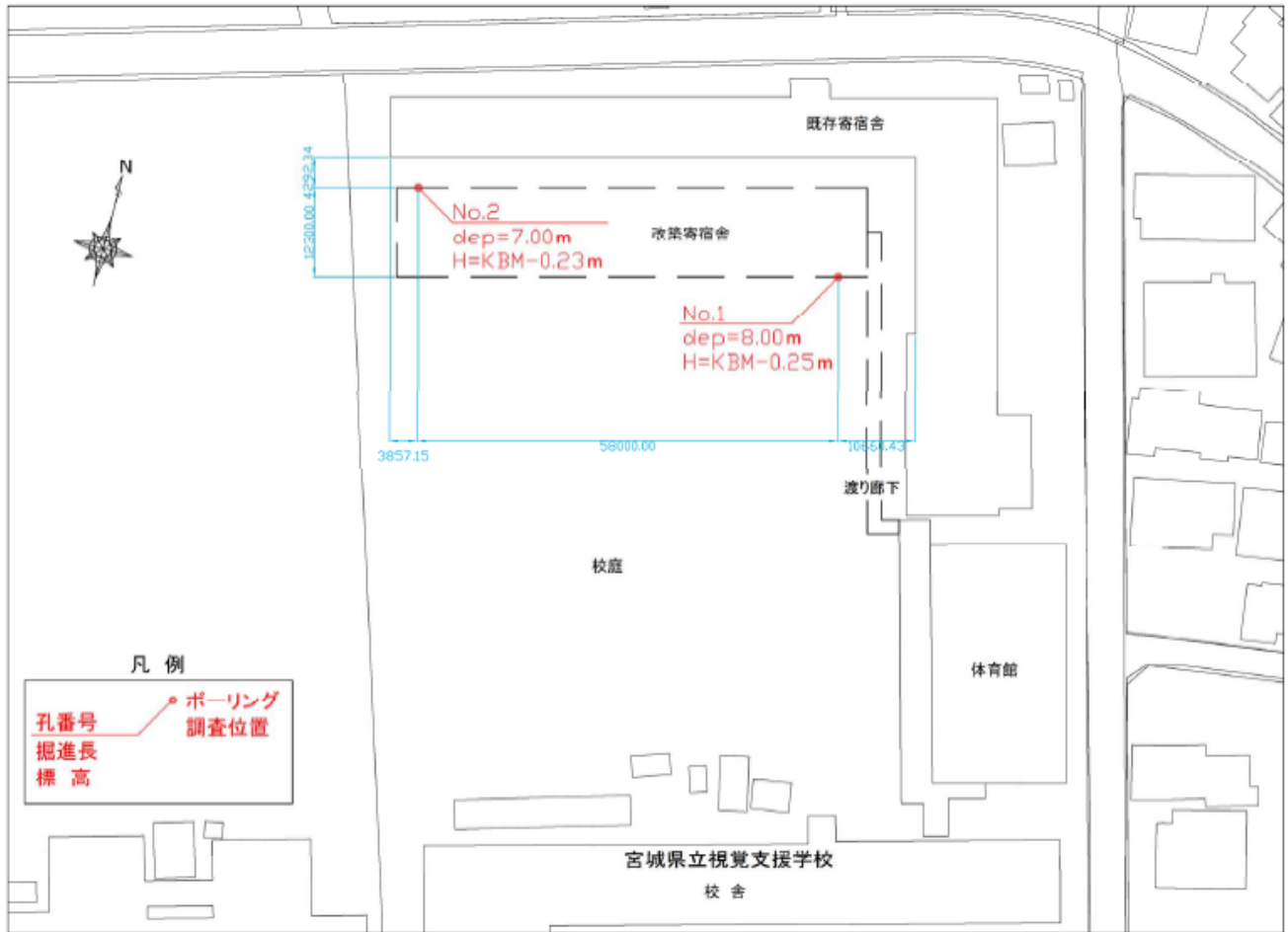
- ・都市計画区域内 市街化区域
- ・用途地域 第二種住居地域
- ・容積率 200%
- ・建ぺい率 60%
- ・防火地域等 準防火地域
- ・上下水道、電気、都市ガス
- ・道路 市道4.0～6.0m

## 9 概算事業費及び財源

- 事業費 概算（4～5月）による
- 主な財源 公共施設等適正管理推進事業債

## 10 事業スケジュール（予定）

- 令和元年10月～令和2年3月 プロポーザル方式による設計事業者選定
- 令和2年6月～令和4年3月 基本設計・実施設計，  
仮設校舎・情報センター設計，地質調査等
- 令和3年4月～令和4年2月 仮設校舎・情報センター建築
- 令和4年3月～令和4年10月 既存校舎・体育館・情報センター解体工事
- 令和4年10月～令和6年7月 建築工事
- 令和6年8月～ 供用開始，仮設校舎・情報センター解体工事
- 令和7年7月～ 外構・グラウンド整備工事



地質調査位置図





視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計  
公募型プロポーザル判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計業務を委託するに当たり、より優れた設計者を公募型プロポーザル（以下、プロポーザルという。）によって選定するために、「視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル判定委員会」（以下「判定委員会」という。）を設置する。

(判定委員会の所掌事務及び報告義務)

第2条 判定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施要項等の策定に関すること。
  - (2) プロポーザルによる設計者の評価・選定に関すること。
  - (3) プロポーザルに係る提案書類等を審査し、設計候補者を選定すること。
- 2 判定委員会は、前項の選定結果を判定結果報告書により知事に報告する。

(組織)

第3条 判定委員会は判定委員5名をもって構成する。

- 2 判定委員は、別表に掲げる者を充てる。

(任期)

第4条 判定委員の任期は、この要綱の施行の日から令和2年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 判定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、判定委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、判定委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 判定委員会の会議は、判定委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席した判定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、判定委員会の会議に判定委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 判定委員は、審査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 判定委員は、プロポーザルに参加する設計者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 判定委員会の庶務は、土木部営繕課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

視覚支援学校・視覚障害者情報センター改築設計公募型プロポーザル判定委員会  
判定委員名簿（敬称略）

※凡例：◎会長 ○副会長

※	分野	区分	氏名	所属・役職
◎	建築	学識経験者	いしい さとし 石井 敏	東北工業大学 工学部建築学科 教授
○	建築	行政（県）	おくやま たかあき 奥山 隆明	宮城県 土木部 技術参事兼建築宅地課長
	建築	行政（国）	ささき しょういち 佐々木 章一	国土交通省 東北地方整備局営繕部整備課 課長
	保健 福祉	行政（県）	たけうち ひろゆき 武内 浩行	宮城県 保健福祉部 次長
	教育	行政（県）	ちば あきら 千葉 章	宮城県 教育庁 教育次長

五十音順，敬称略